(公財)日本環境協会 エコマーク事務局

2019年12月2日

報道関係者各位

エコマーク「シェアリングサービス」認定基準案 の意見募集(パブリックコメント)を実施します

(公財)日本環境協会(住所:東京都千代田区、理事長:森嶌 昭夫)が運営するエコマークは、新たに 制定する No.508「シェアリングサービス」認定基準について、幅広く消費者・事業者の皆様方からご意見 を聞くために、12月2日付で認定基準案を公開し、意見募集(パブリックコメント)を実施しますので、お知 らせいたします。

◇ No.508「シェアリングサービス Version1」(新規) について

製品の「所有」から「利用」への意識転換が消費者の中で徐々に浸透し、シェアリングエコノミーと呼ば れる経済活動が拡大しています。「平成 30 年版 情報通信白書」によると、日本のシェアリングエコノミー の経済規模は、2015 年度に約 398 億円が、2021 年までに約 1,071 億円まで伸長すると予測されて います。エコマークでは、2012 年に商品類型 No.502「カーシェアリング」の認定基準を制定しています が、今回、シェアリングサービスの中でも、「移動のシェア」に着目にして、現在急速に普及が進んでいる 「自転車シェアリング」を新たに採り上げるとともに、現行の「カーシェアリング」認定基準見直しを行い、両 方の認定基準案を公開するものです。

●認定基準案のポイント●

<自転車シェアリング>

IoT 技術を用い、事業の効率化等を図り、環境負荷低減につながる取り組みを進めていると共に、自 転車安全基準(BAA)に適合している自転車の配備など、消費者が公共交通機関の 1 つとして安心し て利用できる内容を基準化しました。

<カーシェアリング>

IoT 技術を用い、事業の効率化等を図り、環境負荷低減につながる取り組みを進めていると共に、先 進的なカーシェアリング事業を推進するため、国が次世代自動車として普及拡大を進めている電動車 (電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車)を積極的に配備 している基準を設定しました。

■ 認定基準案とご意見の募集: https://www.ecomark.jp/nintei/public/

■ ご意見の受付期間: 2019 年 12 月 2 日(月)~12 月 31 日(火)

■ ご意見送付先: エコマーク事務局 E-mail: info@ecomark.jp FAX:03-5829-6281

<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMM ビル 5 階 TEL: 03-5829-6284

<エコマークについて>

国際標準化機構の規格 ISO14024「タイプ I 環境ラベル制度」に基づく認定制度です。1989 年に創設され (公財)日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品 やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくする ことを目的としています。 エコマーク事務局ホームページでは、最新情報を随時アップしています。 https://www.ecomark.jp/